

## 外国法事務弁護士事務所の法人化に係る制度改正についての基本方針

2010年(平成22年)3月18日  
日本弁護士連合会

外国弁護士制度研究会は、外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取扱業務とする法人(以下「A法人」という。)制度と、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱業務とする法人(以下「B法人」という。)制度を、それぞれ一定の条件のもとに導入すべきことを内容とする報告書を法務省及び当連合会に提出した(2009年12月24日付け「外国弁護士制度研究会報告書」、以下「報告書」という。)。当連合会は、外国弁護士制度研究会の2009年8月の中間とりまとめについて、2009年9月17日付け「外国弁護士制度研究会中間取りまとめに対する意見書」を発表して意見を明らかにしているが、上記報告書提出を受けて、当連合会の基本方針を下記の通り確認する。

### 記

- 1 A法人及びB法人の各制度を、報告書の提言に基づいて導入することを支持する。ただし、法制化に際しては、(1)外国法事務弁護士の既存の職務範囲を変えるものではないこと並びに当連合会の監督下にある弁護士又は外国法事務弁護士のみが社員となること及び社員の常駐を条件として従たる法律事務所を設けることができるという法人制度を維持することを確認するとともに、(2)法人組織(特にB法人)を通じた外国法事務弁護士や外国所属事業体による日本法に関する法律事務に対する不当関与の防止、非弁提携の禁止、弁護士の独立性の維持等が十分保障されるものとなるよう配慮すべきである。
- 2 A法人及びB法人に係る登録、綱紀・懲戒制度については、弁護士法人の制度に準じた制度とすべきである。あわせて、外国法事務弁護士に係る登録、綱紀・懲戒制度についても、この際弁護士の制度に準じた制度とすべきである。
- 3 法人の名称、法人間の組織変更及び従たる法律事務所における常駐義務等その他制度の細目については、上記1及び外国弁護士制度研究会での議論を踏まえ、弁護士法や外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法等既存の法体系との整合性をはかりつつ、法制化すべきである。
- 4 当連合会は、上記1ないし3を踏まえ、法制化に際して関係各方面に働きかけるとともに、法制化を受けて、会則・会規の適切かつ迅速な整備を各弁護士会の協力を得て行うこととする。

以上